

農業大学校自家用電気工作物保安業務委託仕様書

1 総則

自家用電気工作物保守業務の実施にあたっては、委託者の保安規程及び受託者の保安業務受託規程（以下「法令等」という。）に定めるほか、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

2 受託業務の実施方法

(1) 受託者は、自家用電気工作物が法令等に定める基準に適合するよう維持し、保安を確保するため、別記「自家用電気工作物保安業務委託」内容説明書の2(2)に定める「巡視点検試験等の基準」（別表第1）に掲げる項目について実施するとともに、委託者に対し、自家用電気工作物の維持に関する、必要な指導及び助言を行うものとする。

また、異常箇所を発見した場合は、原因を究明し、軽微なものについては、請負者の責任において処置すること。

(2) 委託業務の実施にあたり、必要とする機器及び消耗品は、受託者の負担とする。

(3) 受託者は、委託業務の実施にあたっては、事前に委託者と打ち合わせを行い、当該施設の運営に支障を来たさないよう、十分に注意しなければならない。

(4) 受託者は、委託業務の実施は原則として、平日の午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。ただし、年次点検を除く。

3 従事職員

(1) 受託者は、委託業務の実施にあたっては、電気主任技術者免状の交付を受けた者をもって充てなければならない。

(2) 受託者は、委託業務を実施する者には常に身分証明書を携帯させ、委託者から提示を求められた場合には、それを提示させなければならない。

4 事故発生時の対応

(1) 受託者は事故発生時に備え、緊急連絡方法を明確にし、24時間対応できる体制をとること。

(2) 自家用電気工作物に事故が発生した場合は、遅滞なく（2時間以内）当該事業場に到達しなければならない。

(3) 受託者は必要な処置を行うほか委託者に応急処置の方法について指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止のためにとるべき処置を指示、又は助言すること。

5 電気工作物検査官による検査

(1) 電気事業法第104条に規定する、電気工作物検査官による検査が実施されることになった場合は、受託者は、提出書類を作成し、検査に立ち会わなければならない。

(2) 受託者は、電気工作物検査官による検査が実施される場合の提出書類について、事前に委託者の承認を得なければならない。

6 経済産業局への申請、届出

受託者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規定届出書を作成し、関東東北産業保安監督部長に提出するものとする。なお、申請、届出に係る費用は、保安管理業務委託料に含むものとする。受託者が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

7 提出書類

- (1) 緊急連絡体制 1部
- (2) 工程表 1部
- (3) 作業計画書 1部
- (4) 受託者は年次点検等の停電を伴う作業時には実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務担当者名、安全管理等具体的に定めた作業計画書を作成し、作業開始前までに委託者の承諾を得ること。
- (5) 保安業務担当者名簿 1部
- (6) 点検報告書 1部

受託者は作業終了後、委託者の確認を受け、報告書を提出すること。なお、緊急対応等を実施した場合には随時報告書を提出するものとする。

8 記録の保存

保安管理業務の結果の記録等は委託者、受託者双方において3年間保存するものとする。

別記

「農業大学校自家用電気工作物保安業務委託」内容説明書

1 自家用電気工作物保安業務

自家用電気工作物保安業務とは、電気事業法（昭和39年、法律第170号）、電気事業法施行規則（平成7年、通商産業省令第77号）及び受託者の保安業務受託規定に基づいて、委託者が設置する電気事業の用に共する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物（以下「自家用電気工作物」という。）について、電気事業法施行規則で定める技術基準に適合するように維持するための業務をいう。

2 対象とする自家用電気工作物の設備及び点検等実施項目

(1) 設備

受電設備 容量 2460kVA 電圧 6,600V

非常用予備発電装置 3台 200kVA 60kVA 30kVA 電圧 200V

(2) 点検等実施項目

「巡視点検試験等の基準」（別表第1）に掲げるとおりとする。

なお、年1回停電して年次点検を行うものとする。年次点検は、原則、土曜日、日曜日又は祝日に実施するものとするが、短時間の停電等、当校に支障がない箇所は、平日に実施することとする。

臨時点検周期（必要の都度）の説明

- 1 次に掲げる電気工作物については、下記のそれぞれの場合において、異常状況の点検、絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験（高圧機器に限り必要に応じ行うものとする。以下同じ。）を行う。
 - イ 高圧機器が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備すべての電気工作物を対象とする。
 - ロ 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気機器。
 - ハ 高圧受電盤の指示計器に異常が発生した場合は、その指示計器。ただし、試験は計器校正試験のみ行う。
 - ニ 事故が発生した場合、又は点検の結果事故が発生するおそれがあると認められる場合は、その電気機器。

- 2 高圧機器に内蔵する絶縁油の点検については、過負荷、漏油等の異常が認められる場合、点検し、汚損、異臭等があれば絶縁油の絶縁耐力試験及び酸化試験を行う。

- 3 継電器動作特性試験は、遮断器と継電器との結合動作試験において所定の動作をしなかった場合に行う。

- 4 低圧の配電線及び配線器具に異常が発生した場合は、絶縁抵抗測定等により異常状況の点検を行う。

点検又は試験の一部若しくは全部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検又は試験
電気火災警報器・昇降設備のように取扱いに、法令による特定の資格を要するもの、及びオートメーション化された工作機械群のように取扱いに高度の専門技術を要するもの。	主開閉器から各機器の1次側電路までの点検、及び絶縁抵抗測定（実施可能なものに限る）以外の点検及び試験。
移動して使用する電気機器、及びそれに付属する電線。	常時電路に接続して使用されるもの、及び点検時現場に置かれてある物以外の点検及び試験。

別表第1

「巡視点検試験等の基準」

○印は該当項目を示す。

電気工作物	点検項目 (注1)	定期点検		臨時点検	
		月次点検	年次点検	必要の都度	
		月1回	年1回		
受 電 設 備	責任分界となる区分 開閉器、遮断器 (注2)	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗 (注3)		○	
		動作試験 (注4)		○	
		結合動作試験 (注5)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	引込線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注3)		○	
	断路器 遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注3)		○	
		動作試験 (注4)		○	
		総合動作試験 (注5)		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検、試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注3)		○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注3)		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗 (注3、注7)		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検、試験			○
	電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注3)		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注3)		○	
	母線 バスダクト等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注3、注7)		○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定 (注3)		○		
配電盤 制御回路	外観点検	○	○		
	指示計測	○			
	絶縁抵抗測定 (注3)		○		
	保護継電器動作特性試験			○	
	計器校正試験			○	

電氣工作物	点検項目 (注1)	定期点検		臨時点検	
		月次点検	年次点検		
		月1回	年1回	必要の都度	
受電設備	配電盤、制御回路	シーケンス試験 (注5)		○	
	建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
	接地装置	外観点検	○	○	
漏洩電流測定		○			
接地抵抗測定 (注6)			○		
配電設備	電線路	受電設備の引込線等に準ずる	同左	同左	同左
	断路器、遮断器、開閉器、電力ヒューズ、計器用変成器、変圧器、電力用コンデンサ等、避雷器、母線等、その他の高圧機器、配電盤等、建物、室、キュービクル等	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
電氣使用場所の設置 (注9、10)	電動機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注8)		○	
	電熱装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注8)		○	
	電氣溶接機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注8)		○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注8)		○	
	配線及び配線器具	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注8)		○	
保護継電器動作特性試験				○	
その他の機器類	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定 (注8)		○		
接地装置	外観点検	○	○		
	接地抵抗測定 (注6)		○		
原動機及び付属装置	外観点検	○	○		
	始動装置	○	○		
	機関保護継電器動作試験		○		

電気工作物		点検項目 (注1)	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	必要の都度
			月1回	年1回	
非常用予備発電装置	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	
		動作試験(注4)		○	
		結合動作試験(注5)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
		シーケンス試験(注5)		○	
	その他受電設備に準ずる	同左	同左	同左	
	建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
	接地装置	外観点検	○	○	
接地抵抗測定(注6)			○		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○		
		比重、液温測定		○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定(注8)		○	

(注1) 各項目の点検方法については、主任技術者が定める点検指針等による。

(注2) 充電部分の絶縁抵抗測定は、省略することがある。

(注3) 当事業場の停電が困難な場合にあつては、3年に2回以内において、主任技術者との協議のうえ、部分放電検出等による絶縁診断に替えることがある。

(注4) 当事業場の停電が困難な場合にあつては、3年に2回以内において、主任技術者と協議のうえ、保護継電器制御回路の測定試験、及びテスト鉤又は接点マーク等による保護継電器単体試験に替えることがある。

(注5) 受電設備・非常用予備発電装置にあつては3年に1回、それ以外の設備にあつては必要の都度行う。

(注6) 過去の測定結果により、省略することがある。

(注7) 変圧器の二次側より主開閉器電源側を一括絶縁抵抗測定する場合であつて、当該回路の接地線の取外しが困難なときは、省略することがある。

(注8) 当事業場の停電が困難な場合にあつて、低圧漏電メモリー等による監視により絶縁状況が良好と認められるときは、3年に2回以内において、主任技術者と協議のうえ、一部又は全部を省略することがある。

(注9) 電器火災警報器、昇降設備等その取扱いについて法令に基づく特定の資格を要する電気工作物及び、オートメーション化された工作機械群等その扱いに高度の専門知識を要する電器工作物にあつて、点検及び試験の一部を省略することがある。

(注10) 移動して使用する電気工作物等、定期点検時に現場に置かれていないものにあつては、点検及び試験を省略することがある。